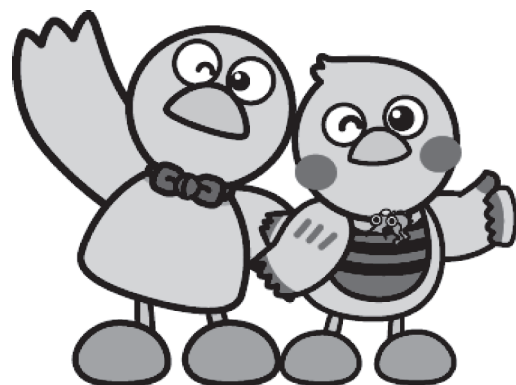


平成28年度
学校健康教育必携

Health
Promotion



埼玉県のマスコット コバトン&ざいたまっち

16

埼玉県教育委員会

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化により、危険ドラッグを含む薬物乱用、性に関する問題、心の健康問題等、健康教育に関する様々な課題が生じています。また、東日本大震災から5年が過ぎ、今後発生が予想される「首都直下地震」に対する備えや、防災教育の充実、防災体制の強化も喫緊の課題となっています。さらに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることなど、学校における児童生徒の健康課題への対応は、多様化・複雑化している状況にあります。

学校における健康教育は、児童生徒が自らの健康に関する様々な課題に適切に対応する資質を養い、新たな健康課題に対応する力を身に付ける上で、大変重要な役割を果たしています。

そのためにも学校では、健康教育における3つの領域である「学校保健・学校安全・学校給食」を相互に連携させ、学校の教育活動全体を通じて組織として取り組まなくてはなりません。また、児童生徒が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身に付けるためにも、家庭や地域、関係機関との連携が重要となります。

本書は、学校健康教育の重点や考え方、「第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」（平成26年度～平成30年度）における本県健康教育の位置付け、最新の情報、学校として是非押さえておいていただきたい事項、取組事例など、「学校保健・学校安全・学校給食」の3領域に対応できる内容に構成しております。

また、本書は本年度で初刊から16年となり、皆様から貴重な意見をいただきながら、本県学校健康教育の充実・発展に貢献してまいりました。これまでの御指導に感謝申し上げますとともに、今後とも、本県健康教育行政の施策を示し、様々な健康課題に対応できるよう、その充実に努めてまいります。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、組織的、計画的な学校健康教育の推進のために、本書を十分に御活用ください。

今後とも、児童生徒が生涯にわたり豊かな創造力を発揮できるよう「生きる力」を育成し、学校・家庭・地域の「絆」を育てる埼玉教育の実現に御理解と御協力をお願いいたします。

平成28年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
加賀谷 貴彦

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I	学校健康教育の概念	2
II	学校健康教育の重点事項	2
III	埼玉県学校健康教育ガイドライン	4

第2章 学校健康教育の推進方策

I	学校保健の充実	6
1	保健教育	7
2	保健管理	12
3	組織活動	15
II	学校安全の推進	16
1	安全教育	20
2	安全管理	26
III	学校における食育の推進	28
1	食に関する指導の充実	28
2	学校給食の充実	30
3	衛生管理の徹底	31
IV	学習指導計画作成上の留意点	34
1	学習指導計画立案の例	34
2	実践事例1 <保健学習>	37
3	実践事例2 <食に関する指導>	45

第3章 年間の事業計画等

I	平成28年度 主要事業	48
1	共通事業	48
2	学校保健	48
3	学校安全	49
4	学校給食	50
5	会議・審査会・表彰式	50
II	全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業	51
III	平成27年度研究委嘱・実施地域（校）一覧	52
IV	全国・埼玉県表彰校一覧	53

第4章 平成27年度 学校健康教育実践状況調査結果

I	学校健康教育必携について	56
II	学校保健	56
III	学校安全	66
IV	食育・学校給食	77

第5章 資料編

I	学校保健・学校安全・学校給食参考通知集	84
II	健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧	86
III	健康に関する相談機関等の連絡先一覧	88
IV	関係機関等の連絡先一覧	88

※ 表紙デザインについて

Health Promotion（ヘルスプロモーション）とは、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス（1986年・WHOオタワ憲章）で、健康の実現のために環境づくり等も含めた包括的な概念です。

第 1 章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の概念

II 学校健康教育の重点事項

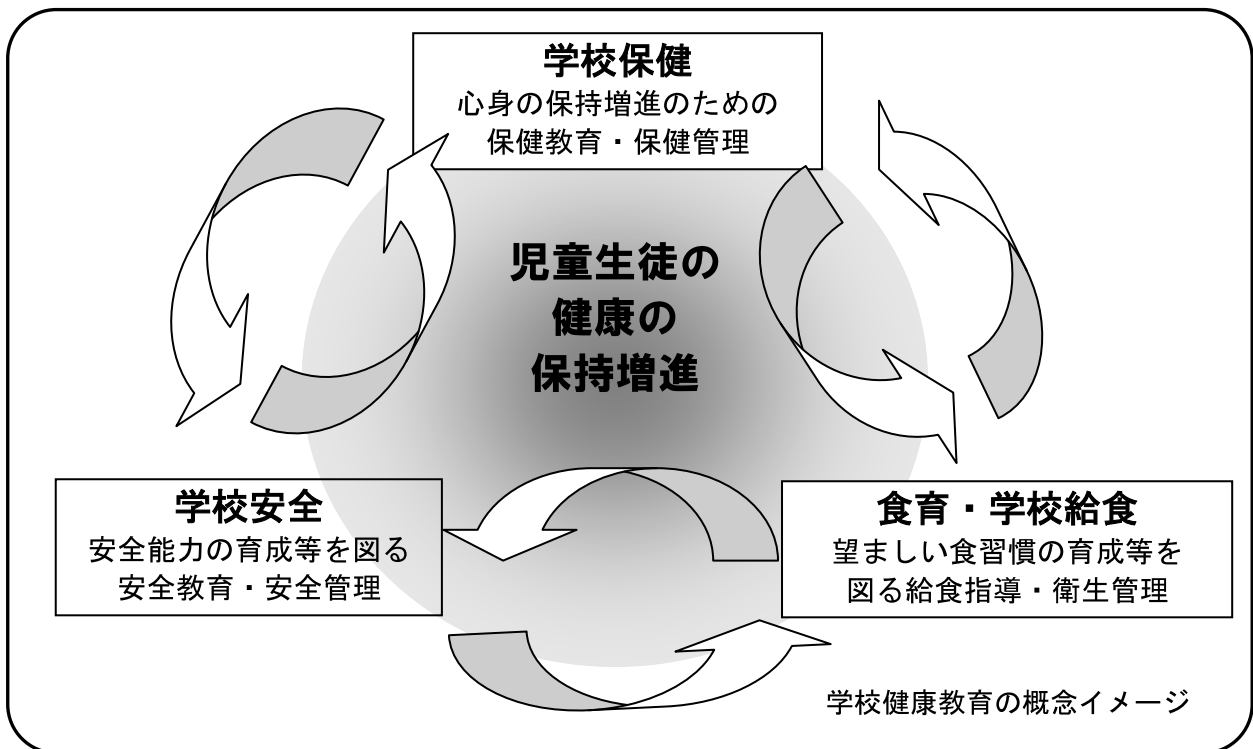
III 埼玉県学校健康教育ガイドライン

I 学校健康教育の概念

＜小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針3＞

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。（中・高等学校においてもこれに準ずる。）

上記のとおり、学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食を含む食育に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と表裏一体として推進されるものである。



II 学校健康教育の重点事項

○第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ーにおける学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づく教育振興基本計画、また県政全般の総合的な計画である「埼玉県5か年計画ー安心・成長・自立自尊の埼玉へー（平成24年度～平成28年度）」を踏まえて「第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成26年度から平成30年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進していく。

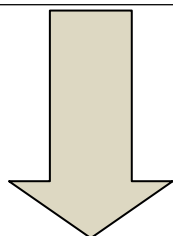
学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成】のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】のもとで取り組む「子供たちの安心・安全の確保」である。

○施策の方向性と主な取組

第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度～30年度）

【基本理念】 生きる力を育て絆を深める埼玉教育

- 【基本目標】
- I 確かな学力と自立する力の育成
 - II **豊かな心と健やかな体の育成**
 - III **質の高い学校教育を推進するための環境の充実**
 - IV 家庭・地域の教育力の向上
 - V 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進



埼玉県教育行政重点施策

学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組 (学校健康教育の重点事項)
基本目標 II 健康の保持・増進	□ 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	○学校保健の充実
	□ 児童生徒の日常生活における食事についての正しい理解や望ましい食習慣の形成のため、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	○食育の推進
	□ 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	○性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
基本目標 III 子供たちの安心・安全の確保	□ 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における安全教育や避難訓練等を、計画的に実施します。	○安全教育の推進
	□ 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	○学校の危機管理体制の整備・充実・強化
	□ 過去に経験のない自然災害にも対応できるように、各学校において防災マニュアルを充実するなど、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。	○自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
	□ 児童生徒の生活・交通・災害安全について、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	○家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

Ⅲ 埼玉県学校健康教育ガイドライン

第2期生きる力と絆の埼玉教育プラン

— 埼玉県教育振興基本計画 — (平成26～30年度)

◆ 埼玉県が目指す児童生徒像 ◆

〈学校保健〉

健康に関する知識や技能を習得し、生涯にわたって自らの健康を適切に管理・改善することができる

〈学校安全〉

自ら危険を回避するとともに、支援者にもなる自助・共助の態度を身に付けることができる

〈食育・学校給食〉

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、心身の健康を保持増進することができる

地域

- 安全な環境整備支援
- 教育活動支援
- 放課後の子ども活動支援
- 地域での活動支援
- 人間関係づくり支援



連携

学校

- 保健学習、保健・安全指導の充実
- 教育相談・健康相談等の充実
- 学校環境の整備



連携

家庭

- 基本的な生活習慣の確立
- 温かい家庭づくり
- 疾病の早期発見・早期治療

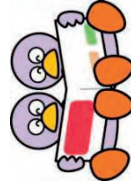


連携・支援



○ 地域への支援

- * 地域での活動支援
- * 健康づくりボランティアの育成



○ 学校への支援

- * 保健所、地域保健医療機関等との連携
- * 警察、児童相談所等関係機関との連携

○ 子育ての支援

- * 親の学習、子育て講座

学校保健委員会・地域学校保健委員会での連携

学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携

〈相談〉○ 各種健康相談・救急医療情報・児童虐待の通告・教育相談・非行問題